第１回　富田林市立みどり保育園民営化移管法人選定委員会　会議録

開催日時：平成 22（2010 年）10 月 1 日（金）18：00～20：45
場　　所：市役所 3 階庁議室
出 席 者：岸岡委員、金城委員、阪井委員、武島委員、寺田委員、中尾委員、農野委員、
美坐委員、和田委員
事務局（和田子育て福祉部長、阪本子育て福祉部次長、青木保育課課長補佐）

会議記録

１．開　会
２．市長挨拶
３．委員委嘱
４．委員自己紹介
５．事務局紹介
６．委員長選出

（委員長選任までの進行について事務局一任の声を受けて）

事務局：委員長の選任について決めさせていただきたい。どなたか、委員長の役をお受けいただける方はいらっしゃいますか。

（事務局一任の声）

事務局：それでは、委員長につきましては、保育に関する識見をお持ちの学識経験者の先生の中から、■■先生にお願いしたい。

（異議なしの声）

事務局：異議がないので、■■先生に委員長の任をお願いしたい。それでは、委員長からご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

７．議事

委員長：事務局のほうから、会議の成立要件について説明をお願いする。

事務局：会議の成立要件は、委員会設置要綱第６条第２項に、委員の半数以上の出席が必要となっている。本日は、委員総数９人全員が出席いただいており、本会議が成立している。

委員長：次に、設置要項の第５条第３項に、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」とあり、■■先生を指名させていただくので、よろしくお願いします。

次に、お手元に、会議の公開について、事務局から説明をお願いする。

事務局：資料の会議の公開指針は、本市の審議会や協議会等の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることによって、市政の透明で公正な運営を確保するとともに、開かれた市政の推進に寄与することを目的としている。

２では公開対象となる会議の種類を規定しており、この規定により、当委員会は公開対象となる会議である。３では、会議の公開基準について定めており、公開対象となる

会議は、原則として公開することになるが、審議内容によっては公開することが望ましくない内容を取り扱う会議もあることから、その例示を行っている。

その一つは、上位の法令によって会議が非公開とされている会議。２つ目に情報公開条例の規定により情報開示しないこととする情報を取り扱う場合で、参考に資料３として情報公開条例の第６条の抜粋を載せている。さらに、公開することで公正で円滑な議事進行に支障が出る場合も非公開とできる旨、規定されている。

また４では会議の公開・非公開の決定について規定しており、会議は、その会議の長が、その会議に諮って決定することになっている。

以上のように、本会議の公開・非公開について、ここで決定していただく必要がある。

委員長：皆さんのご意見をいただきたいが、民間法人がエントリーされることであり、競争上の地位にあたる情報や法人を構成する方々の個人情報を取り扱うことになることから、多くは非公開となるのが一般的である。

委　員：最終的には、どの法人に決定するかは出されるのか。

委員長：一般的には、決定した法人名と評価点、コメント、委託にあたっての留意点などが公表されることが多い。

委　員：最終的に法人が公表されるのであれば、会議の中で委員の自由で活発な発言のために、非公開のほうが望ましいと思う。

委　員：委員として出ていない保護者には傍聴の機会を与えてほしい。財務内容や個人情報といった公開できない情報と、うまく切り分けて公開できないか。

委　員：保護者として公開してほしい気持ちはわかるが、発言した内容が外に出て行くのは保護者に不安を与えないか心配。最初の民営化なので慎重にやっていきたい。

委員長：公開できない情報があることは皆さん理解されていると思う。今回の選定は、プレゼンテーションや実際に運営している保育所を見学するなど、非常にフットワークのよい選考を目指しているようなので、現実には公開できる部分がほとんどないのではないか。

一般的に、保護者の関心は、市の考え方や法人決定までのプロセスであり、そのような情報は、市から保護者に向けて発信されるほうがよいと思う。

事務局：基本方針で民営化に関する情報は積極的に公開することとしており、選定委員会の情報も出していく。

委　員：あり方のあと、民営化に関することが非公開の会議で決まってきたことから、保護者から公開してほしいと言う声がある。

委員長：委員には守秘義務が課せられているが、傍聴者にはそれがないことに危惧がある。一番心配なのは、情報が外に流れることによって、選定において利益や不利益が生じることにある。会議の中で、どこが選定において重要な情報か予想できないなかで、会議を切り分けることは難しいのではないか。

国が行った事業仕分けのように情報を公開していく流れはあるので、いつかはすべてオープンにしなければならない時代になるだろうが、今回は最初であるので、慎重に扱うほうがよいのではないか。

委　員：保護者から、内容を公開してほしいという声も聞いているが、いい法人を選ぶことが優先される。どちらがよいかは迷うところである。

委　員：法人を選択していくため、いろいろ討論する中では非公開のほうがよい。決定していくプロセスについて保護者の関心が高いので、会議録に詳しく書くなどできないか。

委　員：会議録の公開についても、情報公開条例第６条（３）の規定があるように、開示することで公正な意思形成に支障があってはならないので、すべてを公開できることにはならないのではないか。

委員長：会議録をどうするかも案件のなかにあるが、どの委員がどう話したかまで逐語録の形で出ると、法人に不利益なことが出たり、委員の活発な議論がしにくくなる可能性があるので、議事録も要約記録になるのではないか。

委　員：要約したうえで開示するという形になるのか。

委員長：最近は、事務局で要約記録を作成し、委員に内容確認していただくという形が多い。

委　員：公開する、しない以前に、これまでの民営化に関する方針等の周知や、委員も自分がどのように考えているかを保護者に認知してもらっておくことが大事である。

委員長：具体的には。

委　員：委員は、保護者の要望を事前に受けておき、会議に臨んでもらえないか。

委　員：保護者は働いている人が多いなかで、保護者会に参加してもらうことは難しい。会議内容の周知については窓口で対応するなど、委員に負担がかかることは避けてほしい。

委員長：委員であっても、保護者の思いで意見を出してもらえればよい。保護者会の思いには、われわれすべての委員が責任を持って対応しないといけない。

　これまでの経験上、保護者の不安は、建物が変わる、人が替わる、保育料がどうなるのかにある。その観点から、保護者アンケートを取られてはどうか。

委　員：みどり保育園では最近保護者アンケートを実施し、６３人から回答をもらったが、給食やアレルギー対応、保育士の採用、保育経験について大きな関心が寄せられている。

　保育経験が長いことで民営化にうまく対応できるかは疑問もあるが、新卒では不安も大きい。保育料は変わらないことを市から説明を受けている。

委員長：みどり保育園の状況はわかりました。

委　員：一番の不安は保育料にあると思っていた。保護者によって保育士が育てられ、保育士によって保護者も育てられると思う。保育士が替わることも、大勢の人と関わっていける機会であると見たい。

委員長：委員会としての公平な議論と選定の公正さを確保するために、この会議は非公開とすることを原案としたい。全員一致で認められるか。

委　員：今回が最初である。今日の審議を見て、次回どのようにするか考えることにしては。

委員長：実質、今日くらいしか公開できる内容の審議はないのでは。

委　員：公開されるなら傍聴したい人は多い。実際には、公開できるのは今日くらいと思うが、最終的にはお任せする。

事務局：会議開催前で傍聴希望者は２人あった。

委　員：公開・非公開の趣旨が理解していただけるなら、今日の内容であれば、公開してもよいのでは。

委　長：今日、公開か非公開かを決定するのであれば、最初から最後まで非公開を貫くべきである。

委員長：希望者がおられることは申し訳ないが、委員長として非公開とすることとしたい。

事務局：会議録については、情報公開請求があれば公開することになる。会議録の作成方法についても審議していただきたい。

委員長：委員名は実名を出さず、委員長、委員というように記録できないか。会議内容は逐語記録より要約記録のほうがよいのではないか。

委　員：ペーパー１枚では全く会議内容は分からない。

事務局：法人名は伏せたうえで、ある程度の会議内容は載せていきたい。

委員長：少なくとも開催日や場所、進捗状況はわかるものは出さないといけない。できればもうすこし詳しく、細かい部分は別として審議内容も出せれば。

事務局：進捗状況は少なくとも保護者に出していきたい。委員会の闊達な意見が出にくくなるような詳しい内容は出せないと考えている。会議録の内容は委員に諮っていく。

委　員：委員会で検討している内容が分かる程度のものにしていただかないと困る。

事務局：そのように考えている

委員長：要約記録と言う形で会議記録を作成するということでよいか。

委　員：個人情報などはカットし、そのまま開示できる形ということでお願いする。

委員長：それでは、会議は非公開、会議記録は要約記録に留めるということにさせていただく。次に、移管法人の募集要項について、事務局から説明をお願いする。

事務局：まず、民営化の背景について。

女性の就労意欲の向上や、経済的な理由による共働き世帯の増大などによる保育サービスへの期待、核家族化、ひとり親世帯の増加などにより、家庭や地域での子育て力が低下し、子育てに関する不安の高まりとともに育児知識や情報提供に関する要望は増大している。

このような保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という２つの課題に対応するため、平成20年8月に学識経験者、保育機関、関係団体の代表者からなる「富田林市立保育所のあり方検討委員会」を設置し検討を重ねた。そこではさまざまなご意見をいただいたが、最終的には、効果的かつ効率的な運営のためには、公民の役割分担の観点から、社会福祉法人の民間活力を導入し、民営化を進めていく必要があるという提言をいただいた。この提言書は、お手元に参考資料としてお配りしている。

21年8月からは、昨今の厳しい財政状況と新たな子育て支援策への取り組み、拡充を図るために、この「あり方検討委員会」で交わされましたご意見や最終的なご提言を踏まえ、公立保育所への民間活力の基本方針の策定に取り組みを始めた。

また、22年4月には、市の子育て福祉部内に市立保育所の民営化を推進するためのプロジェクトチームを立ち上げ、まず民営化基本方針の策定に積極的に取り組んでいる。

22年7月には、基本方針の素案を公開し、パブリックコメントを開始。同じく、各公立保育所の保護者を対象とした説明会も10回開催し、のべ300人以上のご参加をいただいた。

パブリックコメントは8月9日の締切りまでの約1か月に402通、782件の意見をいただき、寄せられましたご意見も反映しながら、9月に最終的な基本方針の策定にいたった。その基本方針についても資料の通りである。

基本方針の大きな柱は、まず大前提としては、保育所民営化は、単に財政的な課題解決のために行うのではなく、多様な保育ニーズに応えるための新たな事業展開に向けて、限りある資源を効果的に活用するために、民間活力の導入を図るということである。

そのため、現在7園ある公立保育所をすべて民営化するのではなく、市域を4つに区域分けし、それぞれに保育サービスの基幹となる公立保育所を1園ずつ配置し、その他の3園を民営化することとしている。

その結果、公立保育所は地域の子育て支援のネットワークの中心として位置づけ、新たな保育ニーズに合致した体制の再構築や在宅で子育てを行う家庭の支援を充実するとともに、公民の保育所が一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指すものである。

民営化の方法には、公設民営、民設民営の2つが考えられるが、施設の安定性や国・府から財政面で支援を受けやすい民設民営とすること。また、運営主体は、保育事業に実績を持ち、また安定した運営を行うことができる非営利の法人である、社会福祉法人が適当であると考えている。

また、民営化をめざす公立保育所については、先ほど説明した圏域のうち複数の保育所がある市北部（3園）と南東部（2園）の中からとなるが、施設の老朽化が進んでいる「みどり保育園」について、最初に民営化を行うこととした。他の対象については、先に民営化した保育所の状況を見ながら考慮していくこととしている。

これを踏まえて、みどり保育園の移管先となる社会福祉法人を選考しようというのが、今回の本委員会の役割である。

つづきまして、法人募集要項等の事務局案についてご説明します。

まず、募集要項につきましては、移管する市立みどり保育園の概要、移管後の新園の条件等についての規定、応募資格、および移管条件や申し込み方法、審査方法等について記載している。

移管後は、基本的には、用地は市で確保して無償で貸与し、備品等については、現在使用しているものは一部を除いて、希望があれば無償で譲渡することとしている。

場所については、詳しく示していないが、若松町一丁目の再整備計画地域内で確保する予定で、敷地は2700平方メートル程度を予定している。

応募資格については、認可保育所を3年以上運営している実績のある社会福祉法人に限定している。

移管条件としては、保育所用地は無償貸与を原則とし、備品は希望があれば無償譲渡とする。建物等は移管法人で整備するというのが、他市事例と大きく異なる部分である。

申し込み方法や募集手順には、日程を明記していないが、資料４に事務局案を示している通り、12月末を目処に法人決定を行う予定としている。

その後、移管先に決定した法人とは、23年1月から移管に関する協議を行い、3月に移管内容の詳細も含めた協定を締結。4月からは新園の整備にかかるとともに、現みどり保育園での引き継ぎ保育を実施し、24年4月の民営化を目指す。

次に移管保育所の整備や運営に関して、法人に最低限守っていただく条件を別紙要領として作成している。

基本的な考え方としては、新たに民間の保育所を整備するのではなく、公立保育所を民営化するという前提に立ち、現在のみどり保育園での保育内容を、最大限引き継いでいただくことを条件としている。

基本的内容の４には、民営化に関して何か問題が発生した場合、その解決のために法人・園・市が協力してあたるために協議する場として三者協議会を設置することとしている。また、施設については、国・府の支援を得て市から補助しながら法人が主体となって整備を行うこととしている。

なお、業務の引き継ぎに関する事項のうち、移管前後の職員に関する事項や、移管先となる法人への転属希望者の取り扱い、職員に関することのうち市職員が移管後の保育所で就業希望する場合の取り扱いについては、市と労働組合間において労使での協議が必要な事項であることから、現在本委員会と併行してその協議を進めているところである。

移管後の運営に関することでは、移管後の保育内容を維持向上するために定期的な第三者評価の実施や、市が行う民営化効果の検証への協力を盛り込んでいる。

保護者との協働に関することとしては、保護者会活動の援助等、保護者会の育成に配慮することとしている。

その他、個々提出書類の詳細については、保育に対する考え方や応募動機、保育所での保育や運営方針をはじめ、職員の採用や配置計画、法人の財務内容にいたるまで、大きく分類して25種類の書類提出を求めており、応募される法人には大きなハードルとなるものと思いますが、よりよい民営化、優れた社会福祉法人を選考するためには重要な事項と考えている。

委員長：募集要項等について、何か意見は。

委　員：23年度は、市で保育所の運営を行っているが、様式11の23年度事業計画は法人としての事業計画を記載するのか。

事務局：23年度は新たな保育所の施設整備や、その準備について聞くのが23年度の主な事業計画になる。

委　員：経営状況を把握するためには、実績を見ていく必要がある。法人の経営状況などは、いつの時点の資料を求めるのか。

事務局：資料として、定款や財産目録等の写しは最新のものを、賃借対照表や収支計算書、内訳書等の写しについては19年度から21年度までの３年分を求めていきたい。

委員長：新規に保育所を開設する場合は、数年先までの事業計画、予算計画を求めることになるが、今回は既設園の移管であることから、前後１年の計画で予測が可能であろう。

様式が白紙に近いが、フォーマットを作ってしまうより、法人の考えや思いを知るのにはよい方法かもしれない。

事務局：そのつもりで作成した。

委　員：提出書類一覧で、納税証明は２年分となっている。

事務局：３年分に修正する。

委員長：三者協議会は期限を定めずに検証していくということでよいか。

事務局：民営化に関する課題があれば三者協議を行っていく。そういった課題がなくなれば、自然と開催する必要性もなくなってくると考え、特に期限を定めていない。

委　員：用地は永久に無償貸与していくのか。

事務局：既存の民間保育所１園で、すでに無償貸与を続けている現状がある。他市では、期限を設けている事例もあるが、より公立保育所の保育を引き継いでもらいやすいよう、市の土地を提供し、期限を定めず貸与していきたい。

委　員：当面というのであれば理解できるが、期限を定めないのは、他の民間保育所と経済的な面で不公平が生じないか。

事務局：今回は公立保育所の保育を引き継ぐという高いハードルを設けているので、他の民間園との差は許容できる範囲ではないかと考えている。

委員長：他の民間園で、土地を賃貸している例はあるか。

事務局：１園は、市が誘致した関係で用地を無償貸与している。賃貸している園はない。

委　員：用地取得した園は、固定資産税を払っているのでは。

事務局：取得費は必要であるが、固定資産税は非課税である。

委　員：何年後に検討するとかにしないといけないのでは。

委員長：無期限といっても、実際には有期限で契約されるのではないか。

事務局：契約上は期限を設定し、更新する形になろう。

委員長：今回の場合は、借地であり土地を担保にすることができないので、条件として大きな利益、不利益にはならないのではないか。

委　員：保育士のなかには、過去に保護者とトラブルがあった人もある。採用に関して、保護者の意見を聞いてもらうことはできないか。

委員長：気持ちは理解できるが、職員の権利に関わる問題であり、実際には難しいのではないか。

委　員：結局は、今までと同じく保護者会との関わりの中で解決するしかない。解雇できる理由にはならない。

委員長：採用段階での関与も難しいと思う。

委　員：子どもを預けるときに希望する保育園に入れるとは限らないなかで、先生を選ぶことに関われればという思いはある。難しいのであれば仕方がない。

委　員：問題があるから保護者から声が出る。組織や管理者が解決していかなければならない問題である。

委　員：公立保育園での給食は、食育という観点から重要である。

委員長：募集要項ではなく、評価する段階での観点としたい。

委　員：調理員についても引き継ぐ項目が多くあると思うが。

事務局：業務の引継ぎのなかで、他の職種について検討することを追加したいと考えている。食育については、様式４－１０で給食と食育についての考え方を問うているので、この内容で法人の考え方を判断していきたい。

委　員：引継ぎも、応募書類のなかで判断していくということでよいか。

事務局：保育は１年という期間で見ていく必要があるので、引継ぎ期間も１年とした。

委員長：調理員も保育に携わるが。

委　員：他市のある園では、調理員の配置の差で、離乳食に関して配慮の差があった。調理の引継ぎは大事。

事務局：全く引継ぎが不要と考えているのではないが、１年ずっと引き継ぎに来てもらう必要もないと考えている。必要性は感じているので、引き継ぎ協議の中で考えていきたい。

委　員：非常に厳しい条件を課しているが、期限は定めるのか。

事務局：たしかに厳しい条件であるが、期限を定める考えはない。

委　員：当面は守ってもらえるだろうが、市がずっとコントロールできるものでもない。

事務局：応募条件として、現在保育所を運営している法人に限定している。書類だけ調えても、実際に運営している保育園を見に行く中で、実現性は評価していける。

委　員：実地審査で、給食も食べさせてもらうのか。

事務局：具体的な審査日程は決まっていないが、１日に数園を廻らないといけないので、一部だけ食べさせてもらうのも不公平がある。おそらく、全部というのは無理である。

委員長：調理員の引継ぎについては、事務局で必要性を理解したうえで、引き続き労使合意も含め検討していただくということでよいか。

委　員：移管後の運営に関することで「障がい児保育の実施を、積極的に行い」の部分は、実施しなくてもよいというようにも読める。公立の保育を引き継ぐのであれば、必ず実施するような表現に修正してほしい。

委　員：実施するとしている病児・病後児保育や一時保育のほうが、ハードルとしては高い。

事務局：病児・病後児保育は、現在みどり保育園で実施している自園型の体調不良児保育と考えている。一般的にいう病後児保育は、梅の里保育園で実施しているが、ニーズは充足できている。

委員長：富田林市での障がい児保育の実施状況は。

事務局：民間で全く受けていないのではなく、入所審査会での審議を経て集団保育が可能であり、対応可能な子どもについて受け入れている。公立園では保育士を加配し、民間の場合は補助金を交付している。

委員長：障がい児保育も一般の通常保育のなかに含まれている。

委　員：病児保育は個別の設備が必要になる。通常は病院と連携しないと実施は難しい。

事務局：看護職の配置も必要であり、ハードルは高い。施設整備する機会に併せないと実施は難しい。自園型という表現を追加したい。

委員長：それぞれ委員のおっしゃったことを踏まえて、この部分は「障がい児保育や、病児・病後児保育（体調不良児対応型）、一時保育を実施すること」としてはどうか。

委　員：法人は、最初は通常保育に集中し、数年後、状況が定着してから一時保育に取り組みたいというような考えがあるのではないか。

事務局：現在は、第２種社会福祉事業に指定されているため、保育士の配置と施設が必要になっている中では、保育所整備にあわせて整備する必要がある。整備のために補助金を獲得すれば、開設しないわけに行かない。

みどり保育園に近い若葉保育園ですでに一時保育を実施しているが、できれば全園に拡大していきたいと考えている。

委　員：一時保育には、週何回といった定形型の保育と預かり保育の２種類があるが。

事務局：ふれんど保育園において特定保育として実施しているが、利用者はそれほど多くない。一時保育（預かり保育）のほうが需要が多く、中には週３日という形での利用もある。

補助金を確保して両方を実施することは、府の指導もあって、不可能である。

委員長：それでは、特に異議がないようなら、このあとのスケジュールを説明してほしい。

事務局：資料４に示すスケジュールにしたがって進めていきたい。

10 月 7 日から募集要項を配布し、12 日に法人対象の説明会を開催、その 1 か月後の 11 月 8 日から 12 日を応募受付期間と考えている。その後、書類審査、プレゼンテーション等の審査に入っていく。

11 月 12 日の応募締切の後、事務局で書類を事前に整理し論点整理したい。その後、19 日（金）あたりに委員会開催を考えている。

委員長：できれば、夕方の開催でお願いしたい。それ以降は、事前に事務局で調整してもらっているように、11 月 19 日の後は、11 月 26 日午後 6 時から開催。実地審査は私の都合がつかないので、委員長代理を■■委員にお願いして、30 日（火）と 12 月 2 日の予備日で実施することとしたい。そのあと最終的に評価していただくのは 12 月 13 日、午後 6 時ということで、予定をお願いしたい。

事務局：書類審査の前に、学識経験者から、審査にあたっての着眼点などをレクチャーしていただくことはできないか。当日にすべて採点する必要はないと考えている。

委員長：最終的にトータルで見てもらえればよい。

事務局：書類は委員数だけ提出してもらうようにしている。他市の事例も調べて、事務局で評価基準は作っていきたい。

委員長：レクチャーすると話が長くなるので、フリーで話ができる時間を確保したほうがよい。

委　員：書類は前もって送ってもらえるか。

事務局：会議室を確保して、そこで見てもらうことも可能である。家に持ち帰ってもらう場合は、取り扱いには十分配慮してほしい。

委　員：審査基準に従って、事務局で内容を整理したものを送ってもらえると助かる。

事務局：指定管理者制度を導入したときに、そのような手法を取った。

委員長：事務局で作成して 19 日までに届くようにしてほしい。評価基準も委員会で審議できるようにしてほしい。

委　員：社会福祉法人の会計は、一般的な企業会計と異なるのでは。

委員長：以前は独特なものがあったが、最近は企業会計に近づいている。

委　員：資料があれば提供してもらいたい。

事務局：提供させていただく。

委員長：15 から 18 日の間で、事務局に見に行ける日程を連絡してほしい。私は 17 日の午前しか時間が取れない。

委　員：どなたか学識経験者が来られるときに合わせたい。

委　員：それでは、自宅に送ってもらえれば。

委　員：分からないことは、市役所に尋ねてよいか。

事務局：聞いてくだされば結構である。

委員長：市役所に見に行くという時間の確保は難しいようなので、各委員に送ってもらうことにしたい。

事務局：情報の取り扱いについては十分配慮をよろしくお願いする。また、今日の会議での修正と、労使協議の結果を受けて修正した部分は、後日各委員にお知らせする。

７．閉会